

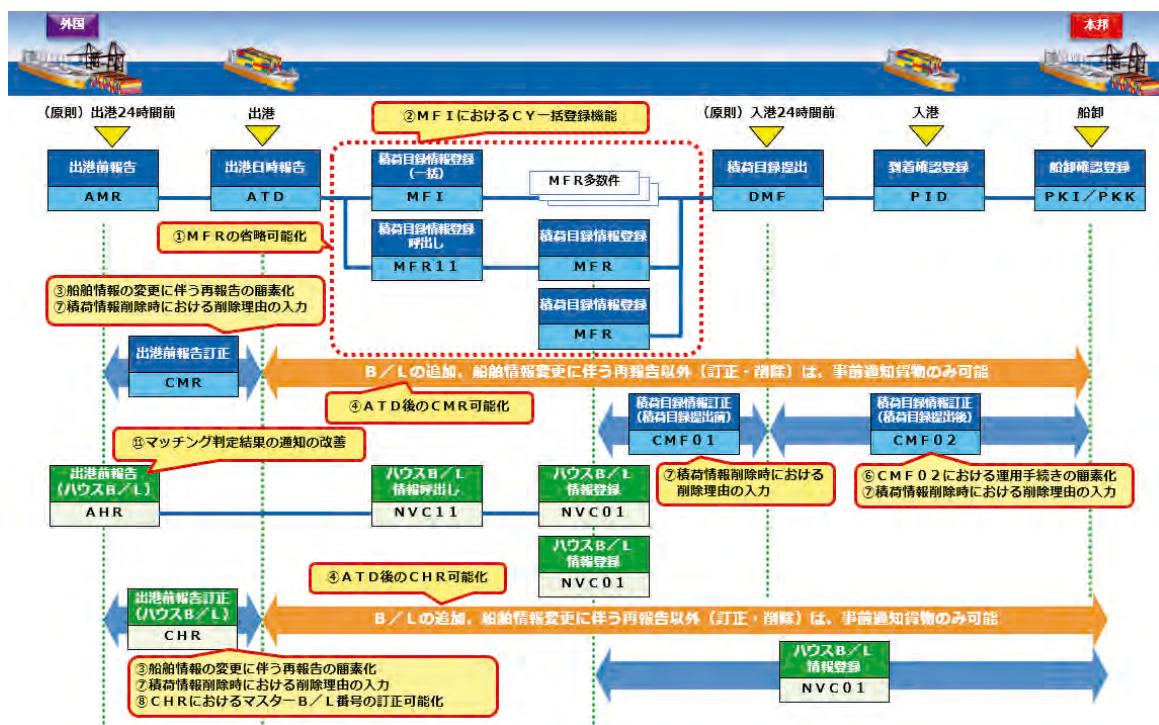
海上業務編

VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（1）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～現行フローと次期の変更点～

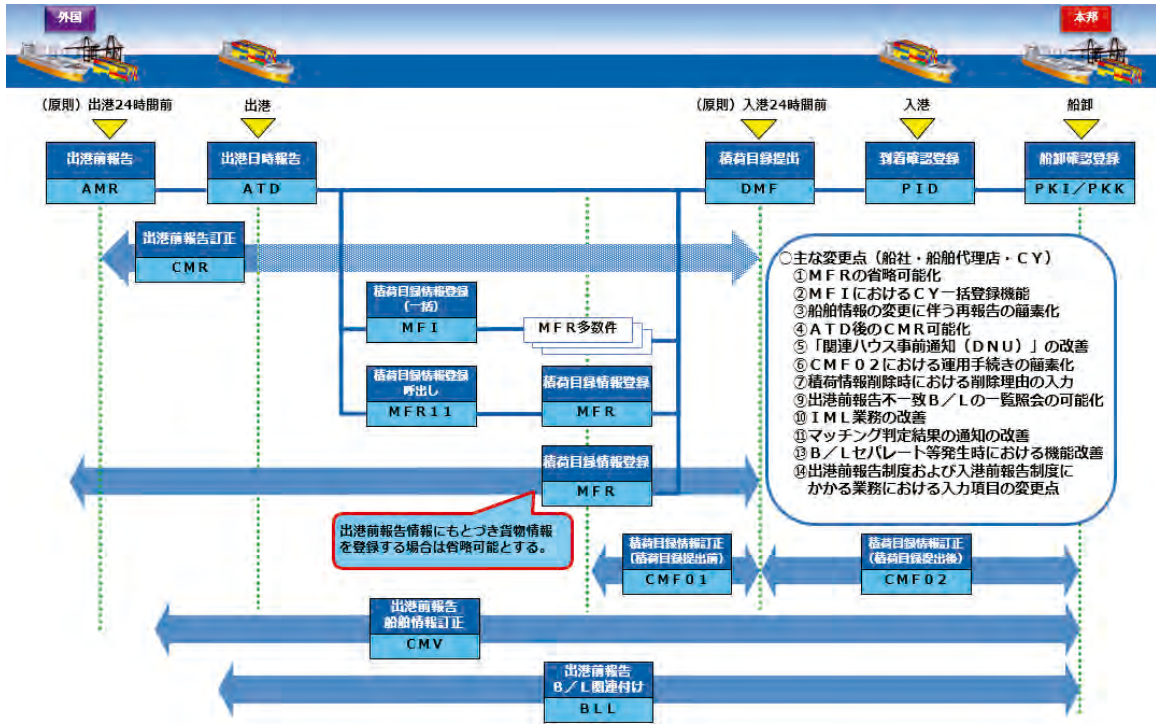


VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（2）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期船会社フロー～

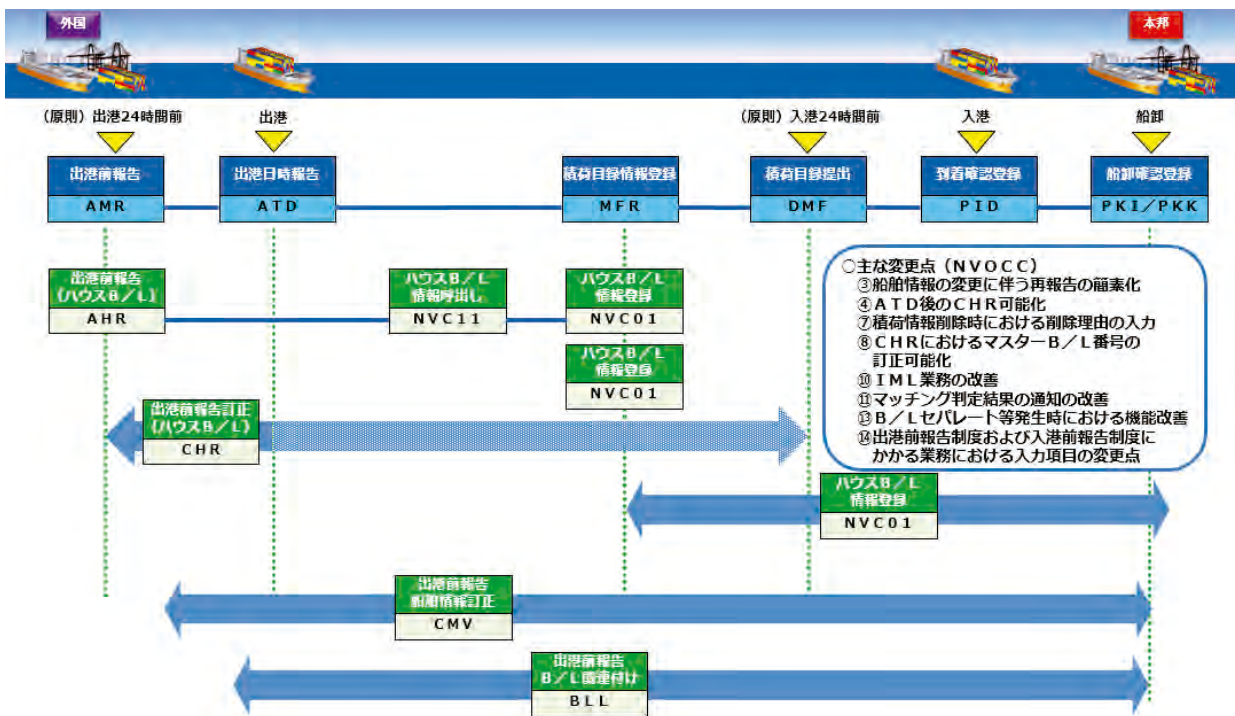


VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（3）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

1. 出港前報告制度にかかる業務フローの簡素化 ～次期NVOCCフロー～



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（4）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（1）

背景

（1）船舶情報訂正業務の新設

トランシップ等による船舶情報の変更に伴う再報告は、船舶情報以外のすべての項目を再入力する必要があるため、煩雑である。

検討内容

（1）船舶情報訂正業務の新設

本船利用船会社および船積港の単位に船舶情報を一括して訂正できる業務の新設を検討する。また、個別にB/L番号を指定して訂正することも可能とする（下図）。なお、従来どおり、AMR業務等の船舶情報の変更に伴う再報告機能は維持する。

【留意事項】

- ①コールサインのみの変更であっても、システムでは、物理的な船の変更なのか、コードだけの変更なのかの判断はできないため、一律再報告扱いとし、変更後の船舶情報に対するATDも必要とする。
- ②マスターB/Lに対しハウスB/L報告完了の登録がされている場合は、ハウスB/L報告完了の旨を取り消す。そのため、再度AMR業務等によるハウスB/L報告完了の登録が必要である。

変更前の船舶にかかるB/L*に対し、変更後の船舶情報で出港前報告情報の上書きを行う。
* B/L番号（最大100欄）が入力された場合は、入力されたB/Lのみを対象とする。

なお、当該B/Lの出港前報告日時は、本業務のシステム受理日時で上書きする（再報告扱いとする）。

また、訂正後の船舶情報に対してATDが行われている場合は、出港前報告不一致判定（出港前報告期限超過）を行い、その結果を登録する。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（5）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化（2）

背景

（2）ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

例) 欧州→釜山（トランシップ）→日本

上記のような航路の場合、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社は釜山において船舶情報の変更に伴う再報告（トランシップ登録）を行う必要がある。また、NVOCCも、船会社同様、欧州の出港前に報告をしていたとしても、船会社からの連絡を受けて船舶情報の変更に伴う再報告を行う必要があるが、船会社⇔NVOCC間の連絡不備等により、NVOCCによる釜山での再報告が実施できず、結果的に船舶情報不一致、出港日時報告未済となるケースがある。

当該ケースのように、積荷の内容に変更が無いにも関わらず船舶情報の訂正を行うために再報告という作業が必要であること、更には、報告期限までにNVOCCでは船舶情報（トランシップ情報、航海番号等）の正確な把握と報告が運用上困難であるため、改善策の検討を行う。

検討内容

（2）ハウスB/Lにおける船舶情報の変更に伴う再報告の簡素化

- ①AHR（CHR）業務の登録時点において、報告する積荷のトランシップ等による船舶情報の変更有無が判断できる場合で、変更後の船舶情報が不明である場合に、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる旨をあらかじめ登録できるよう、AHR（CHR）業務に入力項目の追加を行う。例えば、欧州→釜山（トランシップ）→日本のような航路の場合で、欧州出港前に欧州から釜山向けの船舶情報でAHR業務で報告を行った際、マスターの船舶情報に準ずる旨を登録した場合は、船会社が釜山の出港前に釜山から日本向けの船舶情報でAMR業務で報告を行ったとしても、システムによるハウス、マスター間の船舶情報不一致判定を実施しないこととする。

トランシップ後の船舶情報が不明な場合で、船会社が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合は「Y」を入力。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（6）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 出港前報告不一致 B/L の一覧照会の可能化（IMI 業務の改善）

背景

- ① 入港前報告（DMF）までに出港前報告未済による不一致を解消する必要があるが、AMR（CMR）業務で登録したB/Lと、MFR業務で登録したB/Lの件数の差分を把握できる機能がない。
- ② IMI業務において、SPD通知貨物に対する船卸許可申請の状態を把握できる機能がない。
（参考）IMI業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、CY

検討内容

- ①：MFR業務等の項目変更に伴い、IMI業務の一部照会区分において、出力項目の見直しを実施する。
- ②-1：IMI業務に新規の照会区分「S：B/L番号一覧（出港前報告不一致）照会」を追加する。
- ②-2：既存照会区分「B：B/L番号一覧照会」の照会項目に出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）のステータスを項目追加し、B/L番号の繰り返し部分をグリッド表示とする。
- ③：既存照会区分「R：B/L番号一覧（事前通知）照会」の照会項目に船卸許可申請にかかるステータスを項目追加する。

区分	照会名称	概要	要
A	概要照会	積荷目録の船会社単位の提出状況及び船卸状況、B/L件数及びコンテナ本数等を照会する。また、CY単位の船卸状況、B/L件数及びコンテナ本数等も照会する。	
B	B/L番号一覧照会	当該本船に係るB/L番号の一覧を照会する。	照会項目に不一致ステータスを追加し、グリッド化する。
C	コンテナ番号一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号の一覧を照会出力する。	
D	積荷目録情報照会	本船に係る積荷目録情報を継続照会にて全情報を出力する。	
E	未船卸コンテナ一覧照会	船卸しされていないコンテナ番号の一覧を照会する。	D/F/G出力項目の桁数見直し
F	B/L照会	指定されたB/L番号に対する積荷目録情報を照会する。	
G	B/L主要項目一覧照会	当該本船に係るB/L番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。	
H	コンテナ主要項目一覧照会	当該本船に係るコンテナ番号に対する積荷目録情報の主要項目を照会する。	照会項目に船卸許可申請に係るステータスを追加する。
K	B/L番号一覧（仮陸揚）照会	当該本船に係る仮陸揚であるB/L番号の一覧を照会する。	
T	〃（包括保税運送）照会	当該本船に係る包括保税運送承認番号登録済のB/L番号の一覧を照会する。	
R	〃（事前通知）照会	当該本船に係るリスク分析結果の事前通知が登録されているB/L番号の一覧を照会する。	新規区分の追加
S	〃（出港前報告不一致）照会	当該本船に係る出港前報告不一致（出港前報告未済、出港日時報告未済）が登録されているB/L番号の一覧を照会する。	



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（7）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 「出港前報告一覧照会（IML）」業務の改善

背景

- （利用者様ご意見）IML業務に項目追加、照会区分の追加を行うことで利便性が向上する。
（参考）IML業務の実施可能利用者：船会社、船舶代理店、NVOCC

検討内容

照会区分	照会名称	概要	変更概要
A	概要情報照会	オーシャン（マスター）B/L及びハウスB/Lを一覧で照会する。	下記のB/L L実施状況にかかる出力項目を追加する。 ① B/L番号変更種別 1：セバレート 2：コンバイン 3：スイッチ ② B/L番号変更前後識別 A：変更後B/L B：変更前B/L C：変更前かつ変更後B/L
B	不一致情報照会	出港前報告情報不一致判定（報告期限超過判定、ハウスB/L未登録判定、マスターB/L未登録判定、船舶情報不一致判定）において、不一致となったB/Lを一覧で照会する。	
C	リスク分析結果事前通知情報照会	B/Lにリスク分析結果の事前通知が登録されているB/Lを一覧で照会する。	
D	出港日時報告状況一覧照会	船積港毎の出港日時報告状況を一覧で照会する。	変更なし
E	概要情報照会（ハウスB/L）	AHR業務等で登録したハウスB/LをマスターB/L単位に照会する。	下記の項目を追加する。 ① マスターB/Lの出港予定日時 ② マスターB/Lの出港日時 ③ マスターB/Lの出港前報告日時 ④ マスターB/Lの入港予定日時 ⑤ B/L番号変更種別 ⑥ B/L番号変更前後識別
F	不一致情報照会（ハウスB/L）	不一致判定（報告期限超過判定）において、不一致となったハウスB/LをマスターB/L単位に照会する。	
G	リスク分析結果事前通知情報照会（ハウスB/L）	B/Lにリスク分析結果の事前通知が登録されているハウスB/LをマスターB/L単位に照会する。	
H	概要情報照会（オーシャン（マスター）B/L）	オーシャン（マスター）B/Lを一覧で照会する。	照会区分「A」からハウスB/Lを除いた一覧照会を可能とする。また、B/L件数の出力もあわせて行う。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（8）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 マッチング判定結果の通知の改善（1）

背景

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の懸案がある。

<船会社への通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターの報告者へ出力するが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨を登録した場合は、「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」の出力契機がない。

<NVOCCへの通知>

マスターB/Lの報告後にハウスB/Lの報告がされた場合は、AHRまたはCHR業務の処理結果通知においてマスターB/Lの報告有無を判断できるが、マスターB/Lの報告に先行してハウスB/Lの報告がされた場合は、マスターB/Lの報告有無に関して通知を受ける契機がない。

検討内容

マスターB/LとハウスB/Lのマッチング判定結果の通知について、以下の改善を行う。

<船会社への通知>

マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合は、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において「ハウスB/L報告完了通知情報（SAS135）」をマスターB/Lの報告者へ出力する。

<NVOCCへの通知>

- ①ハウスB/L報告完了の旨が登録（AHRまたはCHR業務）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ②ハウスB/L報告完了以後にハウスB/Lが追加、訂正、削除（CHR）された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」をCHR業務の入力者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ③マスターB/Lの報告に先行してハウスB/L報告完了の旨が登録された場合、その後のマスターB/Lの報告（AMRまたはCMR（追加））において、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を関連するハウスB/Lの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。
- ④ハウスB/L報告完了の旨が登録されたマスターB/Lが削除（CMR（削除））された場合、新規帳票「マスターB/L報告状況通知情報」を関連するハウスの各報告者へマスターB/L番号単位に出力する。

留意事項

NVOCCへの通知について、マスターB/L番号を誤入力した場合は、「マスターB/L報告状況通知情報」が受信できないことをもってマスターB/L番号の誤入力を判断するという運用を想定する。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（9）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 マッチング判定結果の通知の改善（2）

検討内容つづき

ハウスの報告者が複数存在する場合は、各報告者へマスターB/L単位に出力する。

マスターB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE マスターB/L識別 X
 船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE
 航海番号 XXXXXXXXE 船会社 XXXE 船積港 XXXXE - X 船卸港 XXXXE - X
 出港予定日時 yyyy/MM/dd - hh:mm グリニッジ標準時差分 XXXXE
 出港日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 入港予定日 yyyy/MM/dd
 出港前報告日時 yyyy/MM/dd - hh:mm 削除日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

ハウスB/L番号

ハウスB/L番号	船舶一致状況	ハウスI	船舶一致状況
1 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	2 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
3 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X	4 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXXXXXXXXXX3XXXXE	X	6 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXXXXXXXXXX3XXXXE	X	XXXXXXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE	X
XXXXXXXXXXXXX3XXXXE	X		

ハウスの報告者が複数存在する場合は、出力先の利用者が報告したハウスB/L番号のみを出力する。

船舶一致状況

CMR（削除）の場合は、削除日時を出力する。

船舶一致状況

マスターB/Lとの船舶情報一致状況を出力

S：マスターB/Lの船舶情報と異なる（ただし、マスターB/Lの船舶情報に準ずる旨が登録されている場合は除く）



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（10）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 マッチング判定結果の通知の改善（3）

背景

ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告される場合、船会社はNVOCCによるハウスB/L報告完了が入力されるまでハウスB/Lの報告有無が判断できない。

※IAR、IML業務の照会項目「ハウスB/L未登録」によりハウスB/Lの報告有無は判断可能であるが、海外申請者である場合は、IAR業務の業務資格がなく、また、IML業務についてもサービスプロバイダがIML業務に対応していないケースがある。

そのため、海外から日本支社等への問い合わせが頻繁に発生し、業務に支障が出ている。

※ハウスB/Lの報告が先行している場合は、AMR業務の処理結果通知の出力項目「B/L不突合識別」がスペースとなるため、判断可能である。

検討内容

ハウスB/Lの報告に先行してマスターB/Lが報告された場合、その後のAHR業務またはCHR業務によりハウスB/Lが報告された際*に新規帳票「ハウスB/L報告状況通知情報（SAS157）」*をマスターB/Lの報告者へ出力する。

（*）具体的には、出港前報告情報不一致判定処理のハウスB/L未登録判定において、ハウスB/L未登録である旨を取り消した場合に出力する。

留意事項

先行するAMR業務において「マスターB/L識別」に“M”の入力がない場合は、新規帳票は出力しない*。そのため、「マスターB/L識別」は正確に入力する必要がある。

（*）新規帳票の出力契機は、ハウスB/L未登録である旨を取り消す場合であり、「マスターB/L識別」に“M”の入力がないB/Lは、ハウスB/L未登録である旨が登録され得ないため。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（11）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 マッチング判定結果の通知の改善（4）

検討内容つづき

ハウスB/L報告状況通知情報

マスターB/L番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

船舶 XXXXXXXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

航海番号 XXXXXXXXE

船会社 XXXE

船積港 XXXXE - X

通知日時 yyyy/MM/dd - hh:mm

※本情報は、ハウスB/Lが1件以上報告された事を通知するものであり、ハウスB/L報告完了を通知するものではない。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（12）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（1）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
運航船社航海番号	入力項目（任意）を追加する。	AMR、CMR、MFR、 CMF01、CMF02、 CMF03	将来的に航海番号を積荷目録情報の一意制約項目とすることを念頭に追加を行い、管理が煩雑である船舶港枝番の入力の見直しを検討するため。
★B/L番号 ★ハウスB/L番号 ★マスターB/L番号	35桁（フル桁）の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、CMF02、 、NVC01	6次NACCS要件（B/L番号の35桁入力可能化）。
仕出港コード	国内港の入力を可能とする。	AMR、CMR、AHR、CHR	本邦からの戻り貨物に対応するため。
★荷送人コード ★荷受人コード ★着荷通知先コード	桁数を変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、IMI、 INV	6次NACCS要件（法人番号の入力可能化）。
荷送人名 荷受人名 着荷通知先名	①桁数を175桁から70桁に変更する。 ②住所をまとめて入力できる仕様を廃止する。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、INV	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
★荷送人住所（連続入力） ★荷受人住所（連続入力） ★着荷通知先住所（連続入力）	①桁数を105桁から175桁に変更する。 ②電話番号をまとめて入力できる仕様を廃止する。 桁数を105桁から175桁に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR MFR、CMF01、CMF02、 NVC01、IMI、INV	①住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。 ②官要件のため。 住所1/4～4/4の合計桁数にあわせるため。
荷送人電話番号 荷受人電話番号 着荷通知先電話番号	任意入力から必須入力へ変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR	官要件のため。
危険貨物等コード	項目名を「特殊貨物コード」に変更する。	AMR、CMR、AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、IMI、 INV	入力契機が危険貨物の場合に限らないため。
★品名	桁数を70桁から350桁に変更する。	MFR、CMF01、CMF02、 NVC01、IMI、INV	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI等）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（13）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 出港前報告制度および入港前報告制度にかかる業務における入力項目の変更点（2）

項目	変更内容	対象業務	変更理由
★代表品目番号	桁数を4桁から6桁に変更する。なお、先頭4桁のみの入力も可能とする。	MFR、CMF01、 CMF02、NVC01、 IMI、INV	出港前報告業務の入力仕様にあわせるため。
IMDGクラス UN No.	入力欄を繰返し5欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR	複数入力が必要なケースがあるため。
★コンテナ番号 等	入力欄を100欄から200欄に変更する。	AMR、CMR、 AHR、CHR、 MFR、CMF01、 CMF02、IMI	6次NACCS要件（1B/Lあたりのコンテナ本数拡大）。
船舶情報変更予定有識別	入力項目を追加する。 Y：トランシップ等による船舶情報の変更予定があり、変更後の船舶情報が不明な場合で、船会社、船舶代理店が報告するマスターの船舶情報に準ずる場合	AHR、CHR	船舶情報の変更に伴う再報告簡素化のため。
削除理由コード（数字1桁） 削除理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMR、CHR、 CMF01、CMF02	官要件のため。
訂正理由コード（数字1桁） 訂正理由（英字210桁）	入力項目を追加する。	CMF02	CMF02業務における運用手続きの簡素化のため。
コンテナオペレーション会社 コード	入力項目を追加する。	MFI	コンテナオペレーション会社が登録されないケースにおいてエラーとなることを回避するため。

「★」の項目については、同一項目を有する後続業務（SAI等）、照会業務（ICG等）、出力帳票についても同じ変更を行う。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回 第21回 第22回	WG	基本 IV-6-7	出港前報告制度に係る関連業務の見直し（14）
----	----	--------------------------------------	----	--------------	------------------------

詳細仕様検討結果

2. 主な変更点 出港前報告関連業務の項目変更等に伴う後続業務の変更点（3）

以下①、②の出港前報告関連業務における項目変更に伴い、関連する後続業務においても見直しを実施する。

① MFR業務等（MFR、CMF01、CMF02）およびNVC01業務の品名等の入力桁数を出港前報告関連業務の入力桁数に合わせる。

	輸入貨物 情報訂正 SAI	貨物情報照会 ICG										
		SMR 概要 情報	TTL 全体 情報	SHP 荷送受 人情報	BND 入出庫 管理 情報	TRN 搬出入 情報	DIT 輸出入 申告関連 情報	OLT 保税運 送関連 情報	DCL 輸出入 許可情報	VAN コンテナ 貨物情報	FTM フリー タイム情 報	
品名を70桁から350桁に変更	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
代表品目番号を4桁から6桁に変更	●		●	●	●		●	●	●	●		
荷送人名/荷受人名/着荷通知先名を 175桁から70桁に変更	※		※	※	※		※	※				
荷送人住所/荷受人住所/着荷通知先 住所を105桁から175桁に変更	●			●	●		●	●				

※荷送人名/荷受人名/着荷通知先名については、登録業務において175桁から70桁に変更を行うが、システム外搬入等の影響を考慮し、SAI業務、ICG業務では175桁のままとする。

② AMR業務等（AMR、CMR）及びMFR業務等（MFR、CMF01、CMF02、CMF03）に「運航船会社航海番号」を任意項目として追加する。

- ・「貨物情報照会（ICG）」業務（指定情報：TTL）
- ・「出港前報告照会（IAR）」業務



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第13回 WG	基本 IV-6-8	B/L番号入力仕様の見直し（1）： 35桁化
----	----	------------	--------------	------------------------

- ・ B/L番号の入力について、NACCS用船会社コード（4桁）+ 31桁の計35桁までの入力を可能とする。

詳細仕様検討結果

B/L番号の35桁入力が可能となる業務は、下表のとおり。

項番	業務コード	業務名称	項番	業務コード	業務名称
1	CHJ	貨物情報仕分け	13	SCR	簡易貨物情報登録
2	CHU	貨物取扱登録（仕合せ）	14	SOT	保税運送申告（承認）変更
3	SHS	貨物取扱登録（改装・仕分け）	15	AHR	出港前報告（ハウスB/L）
4	CPC	不開港出入許可申請	16	AMR	出港前報告
5	BIX	システム外搬入確認取消	17	CHR	出港前報告訂正（ハウスB/L）
6	BIB	システム外搬入確認（輸入貨物）	18	CMR	出港前報告訂正
7	CYB	システム外CY搬入確認（コンテナ単位）	19	CMF01	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）
8	CYD	システム外CY搬入確認（B/L単位）	20	CMF02	積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）
9	CYD01	システム外CY搬入確認（B/L単位）（事前登録）	21	MFR	積荷目録情報登録
10	NVC01	ハウスB/L貨物情報登録（登録、訂正、削除）	22	IDA	輸入申告事項登録
11	NVC02	ハウスB/L貨物情報登録（関連付け）	23	IDA01	輸入申告変更事項登録
12	OLC	保税運送申告	24	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

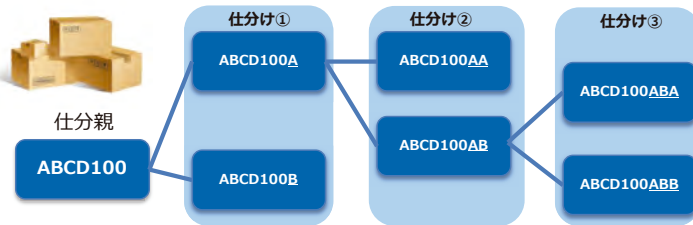
共通	海上	第13回 WG	基本 IV-6-8	B/L番号入力仕様の見直し（2）： 仕分け（仕合せ）・内取り
----	----	------------	--------------	--------------------------------

- ・ 仕分け（仕合せ）業務を実施した際の取扱枝番について、仕分（仕合）親の取扱枝番を引き継ぐ仕様とする。
- ・ 「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務に新たに区分を設け、内取りを可能とする。

詳細仕様検討結果

- ・ 「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務は「仕分前貨物管理番号」、「貨物情報仕分け（CHJ）」業務は「仕分前B/L番号」を仕分親番号とし、**直前の**仕分親番号に対し取扱枝番が払い出される。

例：仕分けのフロー



枝番の付与はA→V、その後AA→VVの順

※枝番にI・O（オー）・W・X・Y・Zは使用しない。

- ・ 「貨物取扱登録（仕合せ）（CHU）」業務についても、**直前の**先頭に入力された輸出管理番号に対し取扱枝番が払い出される。

内取仕様

- ・ 次期仕様においては、「貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）」業務で内取りの実施を可能とする。
- ・ SHS業務、仕分数の項目に新たに「内取り：0（ゼロ）」の区分を設ける。

- ・ 繰返し部に「内取元」と「内取りをする分」の2つの情報を入力する。
- ・ 内取元についてはB/L番号を変更せず、内取りの度に**内取りをする分の貨物について、枝番を付与して貨物情報を作成する。**

貨物取扱登録（改装・仕分け）（SHS）業務画面

共通部 検索部

許可申請番号

仕分数* (改装: 1 仕分け: 2~20)

取扱場所

取扱開始日時*

取扱終了日時*

仕分前貨物管理番号*

記事



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

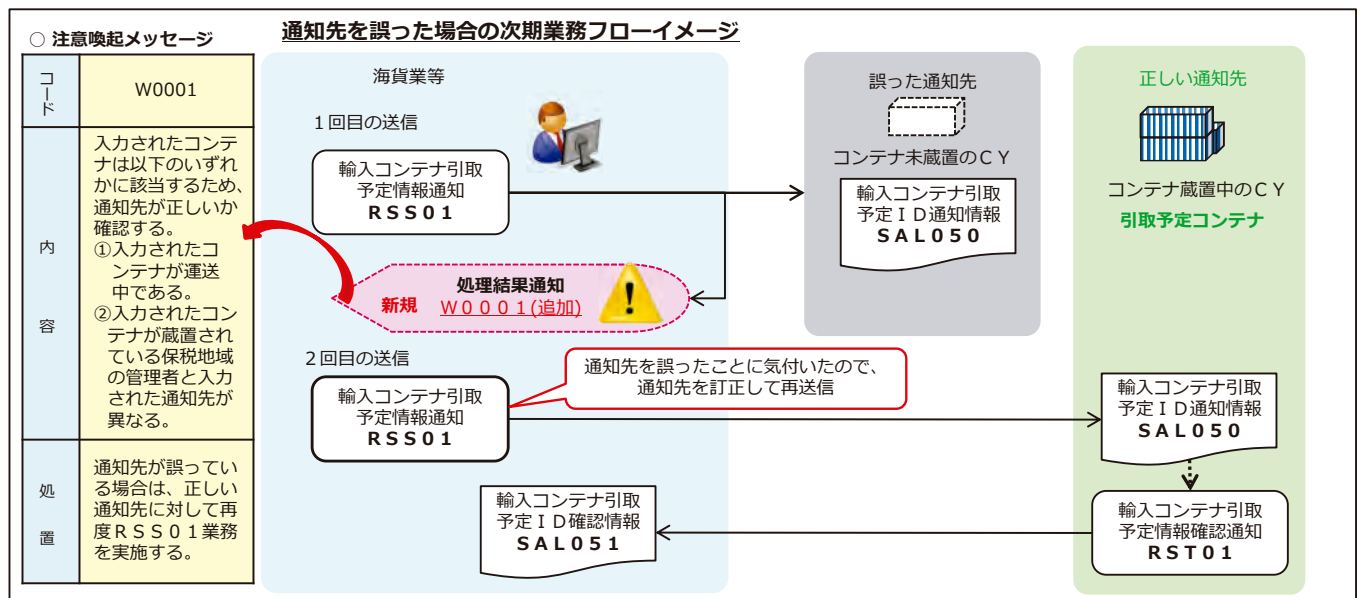
貨物	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務における通知先誤入力への対応
----	----	------------	--------------	---

- ・ 通知先を誤入力して送信した際、誤りに気づくのが遅れ引取に支障が出る場合があるため、B/L番号、コンテナ番号等の情報からCYコードと相違がある場合に、注意喚起メッセージ等を出力する。

詳細仕様検討結果

「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務において、通知先に入力された業種がCYの場合で、以下の条件のいずれかに該当する場合に、注意喚起メッセージを出力するように処理を追加する。

1. 運送中のコンテナが入力された場合
2. 蔵置中のコンテナが入力された場合で、当該保税地域を管理する利用者コードと入力された通知先が異なる場合



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

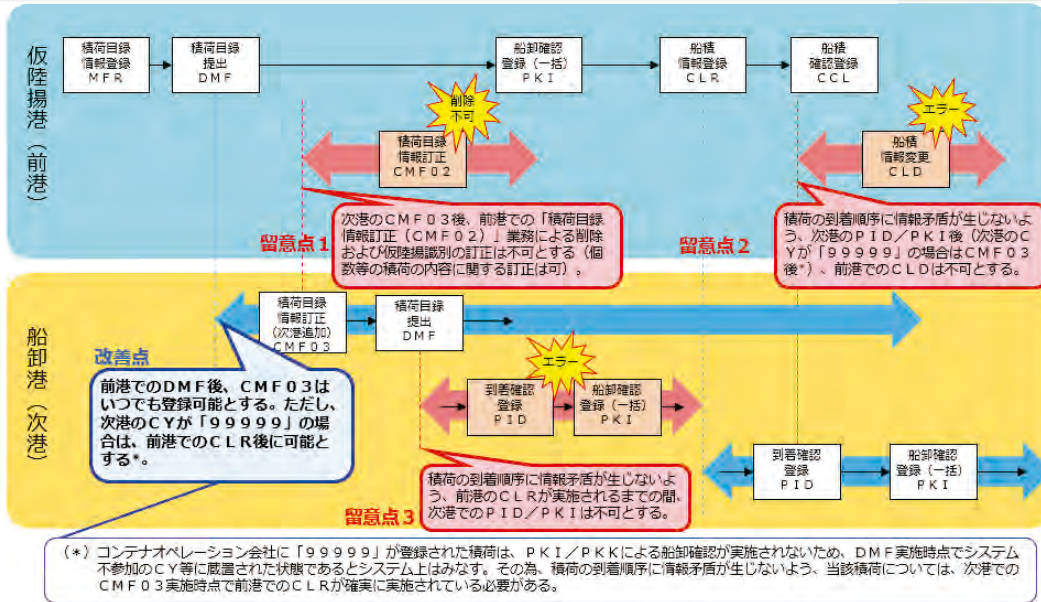
貨物	海上	第17回 WG追記	基本 IV-6-9	海上仮陸揚貨物に係る処理の見直し
----	----	-----------	-----------	------------------

- 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務における次船卸港の追加について、登録可能なタイミングを見直し、前港でのDMF以降は次港におけるCMF03業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

<現行> 「積荷目録情報訂正（次船卸港の追加）（CMF03）」業務の実施可能なタイミングは、前港における船卸確認業務や、次港における積荷目録提出業務の実施の有無に影響されるため、実態に即した運用に支障をきたしている。

<次期> 海上仮陸揚貨物について、前港でのDMF後であればCMF03はいつでも登録可能とする。ただし、次港のCYが「99999」の場合は、前港でのCLR後に可能とする*。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-9	空コンテナの仮陸揚対応
----	----	---------	-----------	-------------

- 「MFR（積荷目録情報登録）」業務等*において空コンテナの仮陸揚届情報の登録を行うことにより、システムによる仮陸揚届の提出を可能とする。

詳細仕様検討結果

次期：①空コンテナと仮陸揚識別「28：仮陸揚貨物」の同時入力を可能とする。

The screenshot shows the MFR (積荷目録情報登録) system interface. Key fields include:

- 船名: NACMARI, 航海番号: 001, 船会社: NACC, 船卸港: JPTYO
- 入港予定日: 2017/10/01, CY: IAAA
- 品名, 品目番号, 記号番号
- 個数, ネット重量, 総重量, 容積
- 原産地, 危険貨物, 海上運賃, 価格
- 包括保税運送承認番号
- 仮陸揚識別: 28, 仮陸揚事由: INS, 仮陸揚期間: 5
- 運送手段, 到着地, 他法令
- 記事

A red callout box indicates: 「仮陸揚貨物の搬入時保税運送自動起動の旨の入力は不可」 (Input of the purpose of automatic tax-free transport activation at the time of loading of temporary landing cargo is not possible).

The screenshot shows a list of containers in the MFR system. Details for each container include:

- コンテナ番号 (Container Number)
- シール番号 (Seal Number)
- 空/実識別 (Empty/Full Identification)
- サイズ (Size)
- タイプ (Type)
- 荷役形態 (Handling Method)
- 所有形態 (Ownership Method)
- バン形態 (Bay Method)
- 条約識別 (Convention Identification)
- 対象外識別 (Excluded Identification)

- ② MFR等により仮陸揚空コンテナが登録された場合に、当該コンテナ番号および仮陸揚届受理番号を記した仮陸揚届出情報をDMFを契機に出力する。
⇒ 出力先：船会社、CY、税関（監視）

* 「積荷目録情報登録（MFR）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務前）（CMF01）」業務
「積荷目録情報訂正（積荷目録提出業務後）（CMF02）」業務



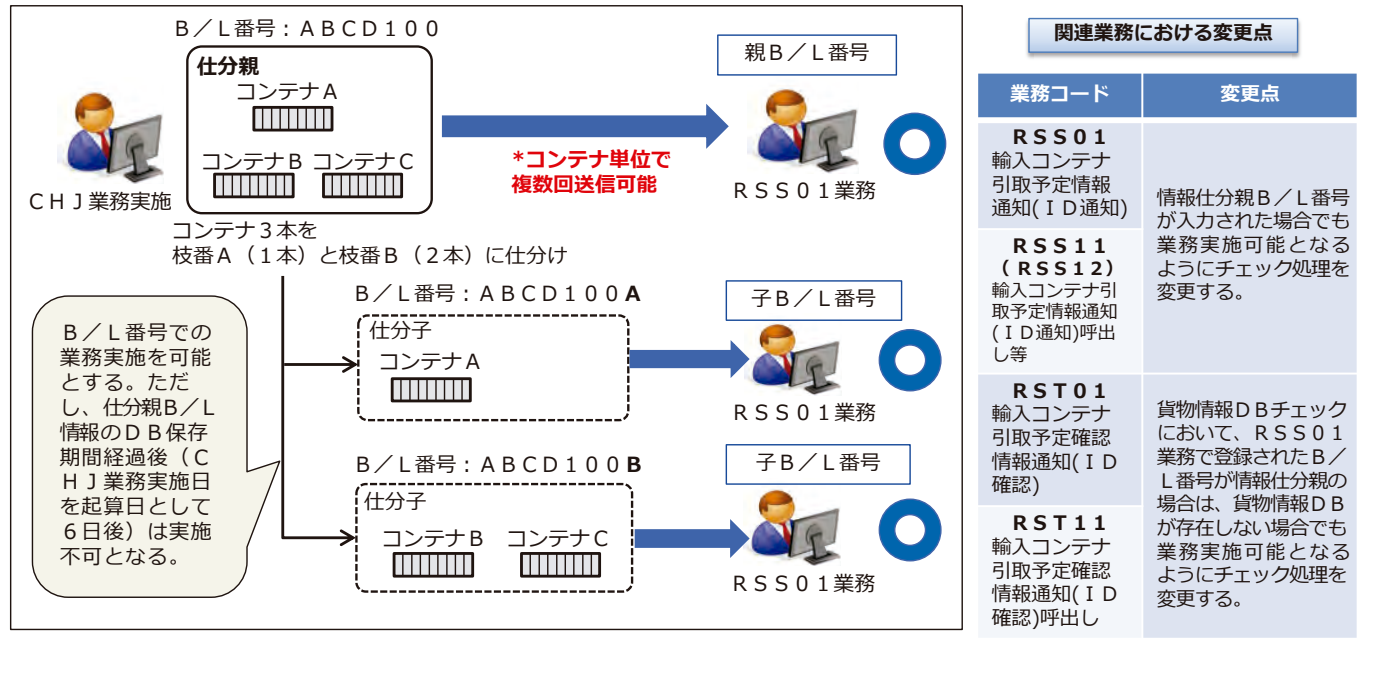
VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第10回 WG	基本 IV-6-他	B/L番号体系変更時のRSS01業務の実施可能化
----	----	---------	-----------	--------------------------

- 「貨物情報仕分け（CHJ）」業務実施後、B/L番号体系変更の場合でも、当初のB/L番号における「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務を実施可能とする。

詳細仕様検討結果

CHJ業務により登録された情報：仕分け親B/L番号と子B/L番号でRSS01業務及びRSS11業務を実施可能とする。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	ACL業務の見直し
----	----	---------	-----------	-----------

- ACL業務について見直しを行い、必要な改善を実施する。

詳細仕様検討結果

項番	項目	内容																								
1	ACL業務の統廃合及び名称変更	<ul style="list-style-type: none"> 現行ACL01及びACL02は廃止し、現行ACL03を新ACL01、現行ACL04を新ACL02とする。 現行ACL「船積確認事項登録」の業務名を「ACL情報登録」に変更し、ACL02業務の業務名に「自動車船用」を追加する。（注：ACL=Acknowledgement of Cargo Loading） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現行業務名</th> <th>第6次NACCS業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ACL01</td> <td>船積確認事項登録（コンテナ船用）</td> <td>ACL情報登録（コンテナ船用）</td> </tr> <tr> <td>ACL02</td> <td>船積確認事項登録（在来船用）</td> <td>ACL情報登録（在来船・自動車船用）</td> </tr> <tr> <td>ACL11</td> <td>船積確認事項登録呼出し</td> <td>ACL情報呼出し</td> </tr> <tr> <td>ACL12</td> <td>船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し</td> <td>ACL情報登録（ハウス単位）呼出し</td> </tr> <tr> <td>I A L</td> <td>船積情報照会</td> <td>ACL情報照会</td> </tr> <tr> <td>I A C</td> <td>船積情報登録状況照会</td> <td>ACL情報登録状況照会</td> </tr> </tbody> </table>		現行業務名	第6次NACCS業務名	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL情報登録（コンテナ船用）	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL情報登録（在来船・自動車船用）	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し	I A L	船積情報照会	ACL情報照会	I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会			
	現行業務名	第6次NACCS業務名																								
ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL情報登録（コンテナ船用）																								
ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL情報登録（在来船・自動車船用）																								
ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL情報呼出し																								
ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し																								
I A L	船積情報照会	ACL情報照会																								
I A C	船積情報登録状況照会	ACL情報登録状況照会																								
2	決済関連業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 現行決済業務については、即時性が無いことが利用が進まない大きな課題となっており、現時点でこの解消手段はなく利用拡大は見込めないことから、次期においては、以下の決済業務を廃止する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> <th>業務コード</th> <th>業務名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>W B I</td> <td>SWB確定通知</td> <td>P A S</td> <td>支払選択登録</td> <td>I W B</td> <td>SWB情報照会</td> </tr> <tr> <td>W B I 1 1</td> <td>SWB確定通知呼出し</td> <td>P A S 1 1</td> <td>支払選択登録呼出し</td> <td>I I S</td> <td>SWB請求情報一覧照会</td> </tr> <tr> <td>W B S</td> <td>SWB情報通知</td> <td>I I S</td> <td>SWB請求情報一覧照会</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 決済関連業務の廃止に伴い、ACL業務の関連項目の「電子決済希望識別」欄、「請求先」欄及び「請求先名」欄を削除する。 Sea Waybill発行機能についても、決済機能の利用を前提としていることから上記廃止に伴い関連項目の「出力先」欄、「出力先名」欄を削除する。 	業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名	W B I	SWB確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB情報照会	W B I 1 1	SWB確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB請求情報一覧照会	W B S	SWB情報通知	I I S	SWB請求情報一覧照会		
業務コード	業務名	業務コード	業務名	業務コード	業務名																					
W B I	SWB確定通知	P A S	支払選択登録	I W B	SWB情報照会																					
W B I 1 1	SWB確定通知呼出し	P A S 1 1	支払選択登録呼出し	I I S	SWB請求情報一覧照会																					
W B S	SWB情報通知	I I S	SWB請求情報一覧照会																							



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（1）
----	----	--------------	----	--------------	---------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（1）

業務名	概要
空コンテナピックアップ登録（PUR） 空コンテナピックアップ変更（PUH）	<p>1. 入力項目の追加：①「湿度（数字2桁）」②「通知先（英数字5桁）」※</p> <p>※ 通知先コード欄に入力がある場合は、空コンテナピックアップオーダー申込先、又は、ピックアップ先利用者に出力される出力情報を、通知先コード欄の利用者に対して送信する機能を追加する（次項目において同じ）。</p> <p>2. チェック機能の見直し：現在、PUR業務で入力した内容とブッキング情報の内容に差異がある場合は、注意喚起メッセージ及びブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報を出力しているが、当該差異チェックの対象項目のうち、以下の11項目はチェック対象外に変更する。</p> <p>① 冷凍コンテナブレイクリング要表示 ② 設定温度（上限）③ 設定温度 ④ 設定温度（下限） ⑤ 温度単位コード ⑥ 通風孔 ⑦ 海洋汚染物質有表示 ⑧ 少量/微量危険物有表示 ⑨ I M O C L A S S ⑩ U N N o . ⑪ P K G G R O U P</p> <p>※ ブッキング・ピックアップオーダー差異通知情報（S A T 0 8 4）の出力項目より対象外となった上記項目を削除。</p>
空コンテナピックアップ回答（PUA）	<p>1. 入力項目の見直し</p> <p>（1）項目追加：①「湿度（数字2桁）」②「搬入予定先CY名（日本語30桁）」 （2）桁数変更：「記事（申込者返信用/ピックアップ先連絡用）」⇒ 日本語140桁から同400桁に変更</p> <p>2. 送信電文形式の変更</p> <p>PUA業務の回答結果をPUR実施者に出力する以下の電文について、EXC型からEXZ型に変更する。</p> <p>①空コンテナ搬出確認情報（S A T 0 8 9） ②空コンテナ搬出確認訂正情報（S A T 0 9 0） ③空コンテナ搬出確認訂正（詳細）情報（S A T 0 9 1） ④空コンテナピックアップ回答情報（S A T 0 9 5） ⑤空コンテナピックアップオーダー・回答取消情報（S A T 1 3 3）</p>



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回 第21回	WG	基本 IV-6-他	CY搬出入業務の改善（2）
----	----	----------------------	----	--------------	---------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（2）

業務名	概要
空コンテナ引渡情報登録（PCD）	<p>1. 入力項目の追加：①「シールNo」（6回繰返し） ⇒ 同欄の追加に伴い、機器受渡証（EIR）情報（S A T 0 9 9）のフォームも併せて変更する。</p> <p>2. 引渡日時の未来日入力可能化：PCD業務における入力項目である「引渡年月日」欄について、現行では、未来日の入力は不可としているが、次期においては、未来日についても入力を可能とするように変更する。 （事前に機器受渡証（EIR：Equipment Interchange Receipt）を発行することが可能となる。）</p>
CY搬入票情報登録（CYH）	<p>CYH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重と貨物重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、入力された「コンテナ自重と貨物重量の合計値」は、総重量の単位に変換のうえチェックを行う。ただし、「コンテナ自重」と「貨物重量」のいずれかの項目に入力がない場合は、一致チェックの対象外とする。</p>
バンニング・CY搬入票情報登録（VAH）	<p>VAH業務で入力する「総重量」と「コンテナ自重および欄部のコンテナ重量の合計値」との一致チェックを行い、一致しない場合は、「不一致である」旨の注意喚起メッセージを新たに出力するよう変更する。 なお、「コンテナ自重および欄部のコンテナ自重の合計値」は、コンテナ自重および欄部のコンテナ重量を入力された総重量の単位に変換し総重量を算出のうえ、チェックする。</p>
ブッキング情報登録（BKR）	<p>入力された「積出港CYの利用者」及び「荷受地CYの利用者」へ送信されるブッキング情報登録通知情報について、CY側で受信要否の設定を可能とする機能を追加する。 船腹予約業務のシステム化に際し、にBRR業務で払い出される「ブッキング申込番号」を追加する。</p>
ブッキング情報変更登録（BKC）	<p>BRR業務で払い出される「ブッキング申込番号」および船腹予約NG回答処理の追加に伴い、「記事（ブッキングNG用）」欄（210桁）を追加する。</p> <p>また、現在BKC業務によってコンテナサイズ、コンテナタイプのブッキング情報訂正を行うと、空コンテナピックアップDBが無効となるが、PUR業務実施者およびピックアップオーダー申込先（CY）に「ブッキング情報取消通知情報」等の通知がないため、PUR/PUA業務が無効となった旨を新規帳票等でピックアップオーダー関係者に通知する（詳細は次頁のとおり）。</p>

注：「ブッキング一覧照会（IBL）」業務の改善については、実施を見送る（現在の利用状況下において、BCC業務等の改善が行われても自社システムで対応することは困難という意見が大勢であることを踏まえ、更改時期における対応は実施しない。）。



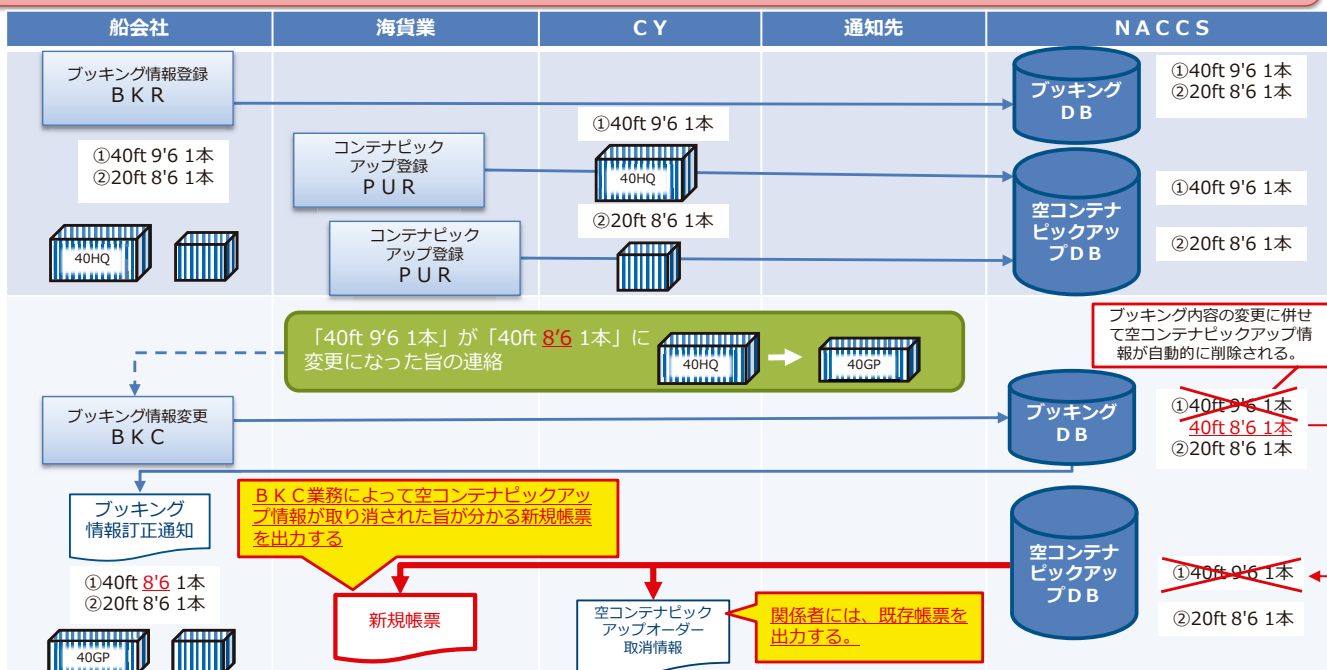
VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第21回 WG	基本 IV-6-他	CY 搬出入業務の改善（3）
----	----	---------	-----------	----------------

詳細仕様検討結果

4. プログラム変更について（3）

既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報（SAT087）」と同等の情報に「BKC業務によって空コンテナピックアップDBが取り消された。必要に応じて再度PUR業務を実施する。」旨を記載した新規帳票をPUR業務実施者へ出力し、併せて既存の「空コンテナピックアップオーダー取消情報（SAT087）」を関係者（申込先CY等）に出力する。

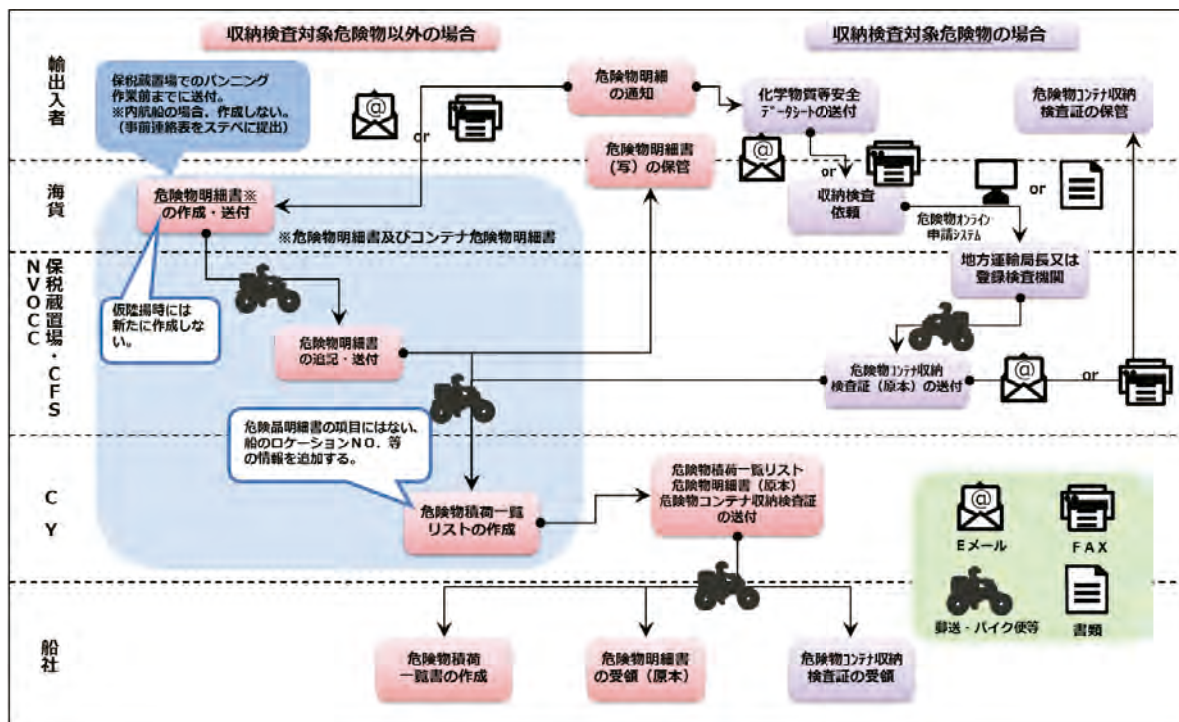


VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 第20回 第21回 WG	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（1）
----	----	---	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

現状における危険物明細書の作成フローについて

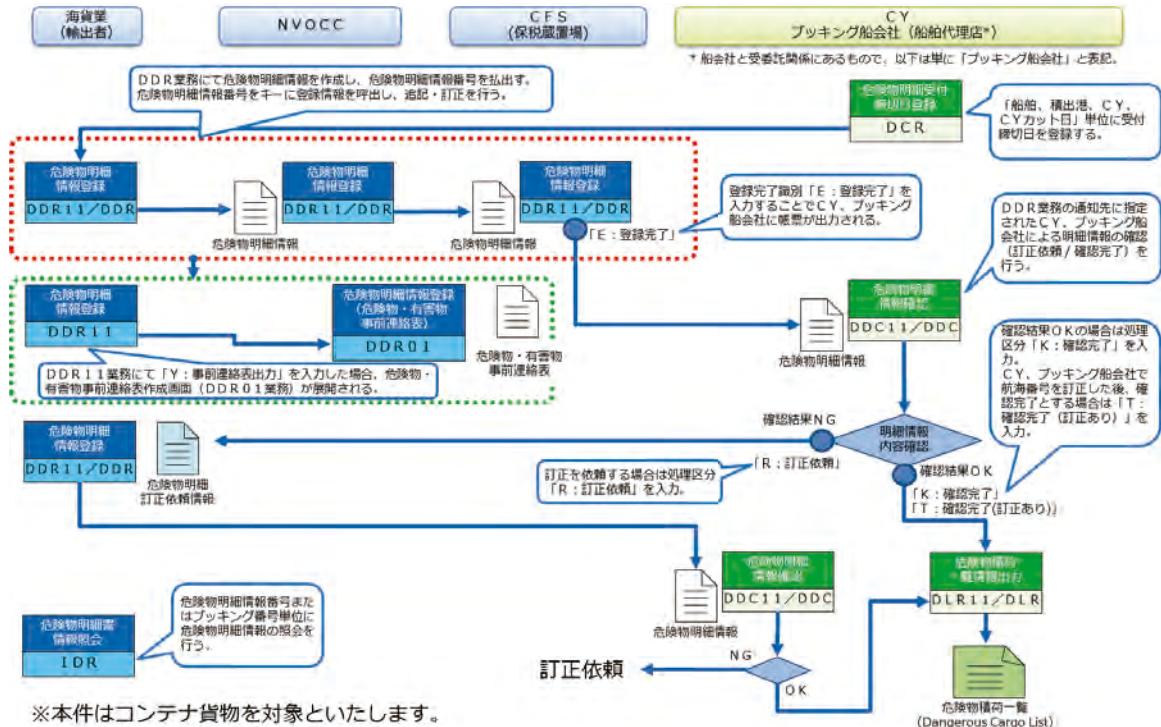


VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（2）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

システム化フロー



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（3）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

1. 新規業務

業務コード	業務名	業務概要	入力者
DDR	危険物明細情報登録	危険物明細情報の登録・訂正・取消しを行う。	輸出者、海貨業、NVOCC、保税蔵置場
DDR01	危険物明細情報登録 (危険物・有害物事前連絡表)	入力された内容に基づいて「危険物・有害物事前連絡表」の書式に合わせて印字可能となる情報を出力する。	同上
DDR11	危険物明細情報登録呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DDC	危険物明細情報確認	システムに登録された危険物明細情報を確認または訂正依頼を行う。本業務において確認完了された場合は、DDR業務不可となる。	CY、船舶代理店、船会社
DDC11	危険物明細情報確認呼出し	「訂正依頼」・「確認完了」のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上
DCR	危険物明細受付締切日登録	危険物明細情報の登録受付締切日時を設定することにより、登録受付締切日以降はDDR業務による登録・訂正・削除を実施不可とする。	同上
DCR11	危険物明細受付締切日呼出し・照会	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	CY、船舶代理店、船会社、輸出入者 ^(*) 、NVOCC ^(*) 、海貨業 ^(*) 、保税蔵置場 ^(*) (*)：照会のみ可能
IDR	危険物明細情報照会	システムに登録された危険物明細情報を照会する。	輸出入者、海貨業、NVOCC、保税蔵置場、CY、船舶代理店、船会社
DLR	危険物積荷一覧情報出力	「登録完了」した危険物明細情報を対象として危険物積荷一覧情報を登録し、Dangerous Cargo List帳票を入力者に出力する。	NVOCC、CY、船舶代理店、船会社
DLR11	危険物積荷一覧情報呼出し	新規登録・訂正・削除のために、システムに登録された情報を呼び出す。	同上



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（4）
----	----	---	-----------------	-----------------

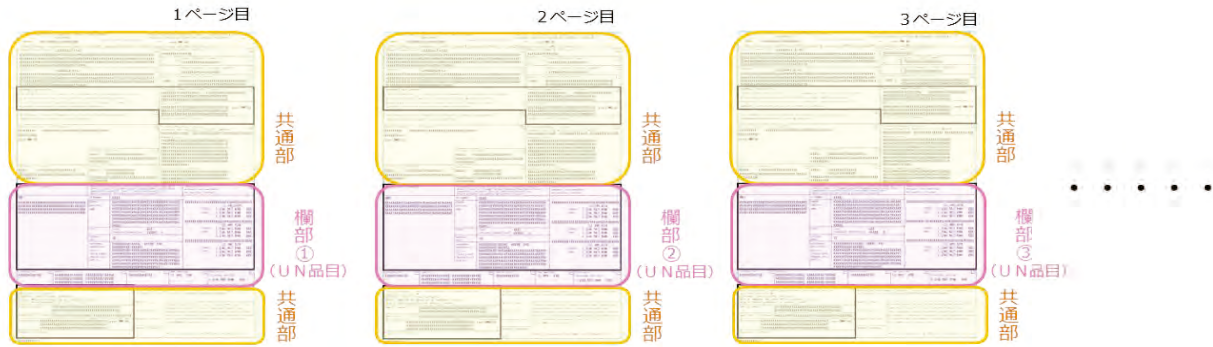
詳細仕様検討結果

危険物明細登録情報の出力内容

背景

危険物明細書の一部項目（応急処置、保護具等）はUN品目に対してそれぞれ記入する必要があるため、欄部として表示させる必要があるが、現在、運用で使用されている危険物明細書のフォーマット上では共通部に該当する箇所で定められている。現行の危険物明細書のフォーマットが大きく変更となるため、従来通り、1 UN品目あたり1 ページで出力する仕様とする。

<危険物明細書出力イメージ>



留意事項

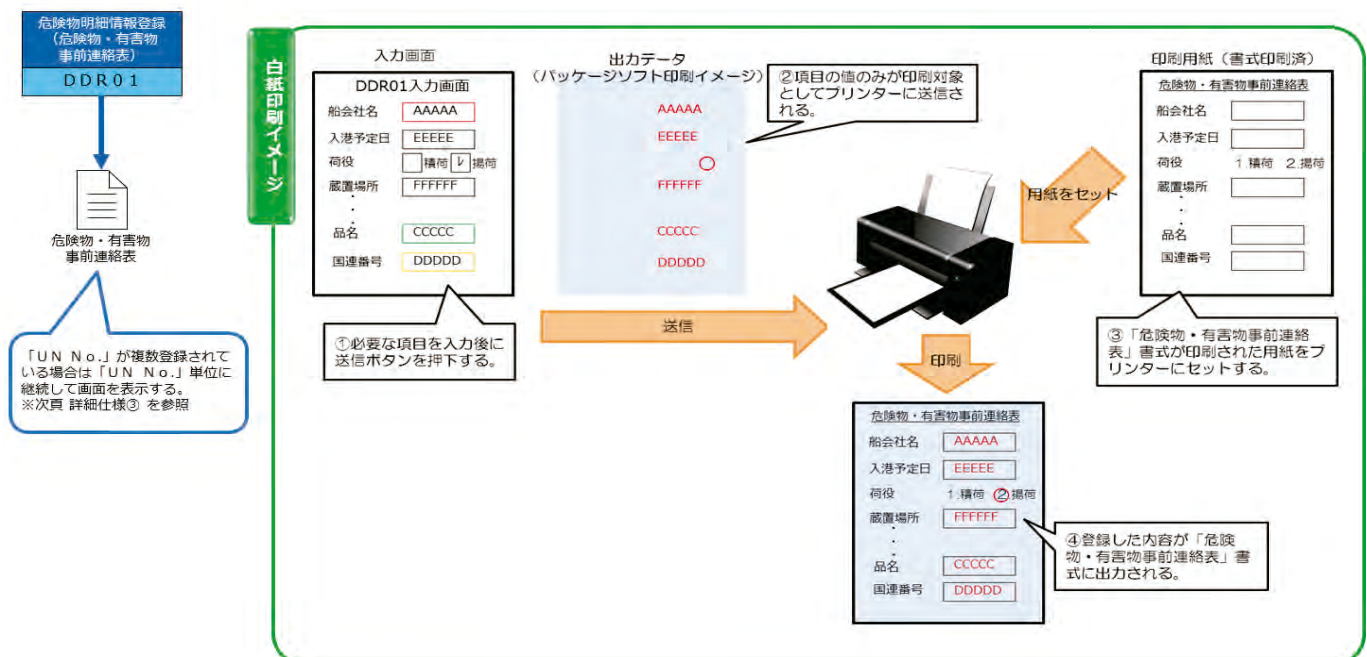
ページは複数ページにおよぶが、電文としては1 電文で出力される。

VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 第17回 第18回 WG 第20回 第21回	基本 IV-5-1(6)	危険物明細書のシステム化（5）
----	----	---	-----------------	-----------------

詳細仕様検討結果

「危険物・有害物事前連絡表」（白紙）印刷イメージ



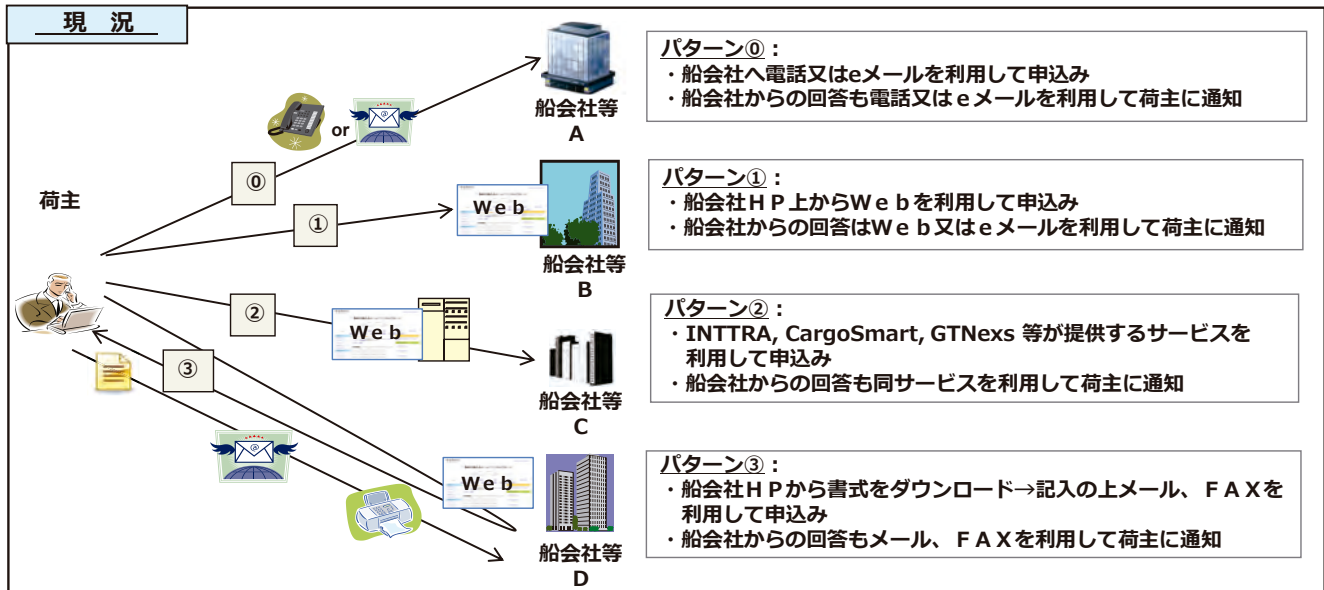
VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（1）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

- ・現在、荷主等から船会社（NVOCC）に対する船腹予約（ブッキング）業務はNACCSの対象外となっているが、第6次NACCSにおいて、システム化を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 船腹予約の現況



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（2）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

2. 船腹予約業務（新設）の開発に係る基本的な考え方

船腹予約（ブッキング）業務のシステム化については、CY搬出入サブWGにおける検討の中で、『「ブッキング情報登録（BKR）」業務や「船積指図書（S/I）情報登録（SIR）」業務等の情報連携、ブッキングフォーマットの統一化による荷主等の事務負担の軽減等が図れる』として提案されたものである。当該提案を踏まえ、これまでのWGにおいて検討・整理された基本的な考え方は以下のとおりとなっている。

利用者	現状と新規業務への想定されるニーズ
1. 船会社	<ul style="list-style-type: none"> ・自社やSPのホームページ、荷主とのシステム間接続（EDI）によりe-book ingを提供しているが利用は拡大していない。 ※ e-book ingの窓口が増えても、全体の利用率を上げたい（外船では本社の意向あり）。 ・荷主との間で事前に包括運送契約（コントラクト）を締結し、船積みの都度、船腹予約を受けるのが通常。 ※ 契約締結者の場合、貨物の内容・運搬先・航路等は経験上で承知しており、タイミングとロットのサイズだけを変更/確定することが多い。 ※ 上記のような荷主とのやり取りは、電話・e-mail・Faxが大宗。 ・一見客は、rating など料金算定が必要となる等、e-book ingに馴染まない。
2. 荷主	<ul style="list-style-type: none"> ・自社システムで船腹予約状況を管理する社では、取引船会社毎にEDI接続を構築する必要がありシステム構築が煩雑、船会社の選択を広げ難い。 ※ 自社システムと各船会社を接続する共通の通信インフラがあれば利用したい。 ・自社でシステム開発せずe-mailの再利用等をしている社も、過去情報の再利用、複数の船会社に対し同一操作で船腹予約、予約情報の保存が可能。 ・海貨業者（フォワーダー）も一般荷主と同じ立場（包括運送契約を締結後、個別運送毎に船積み本船・日付、コンテナ本数を予約） ※ 予約は電話・Fax等が大宗。

検討結果

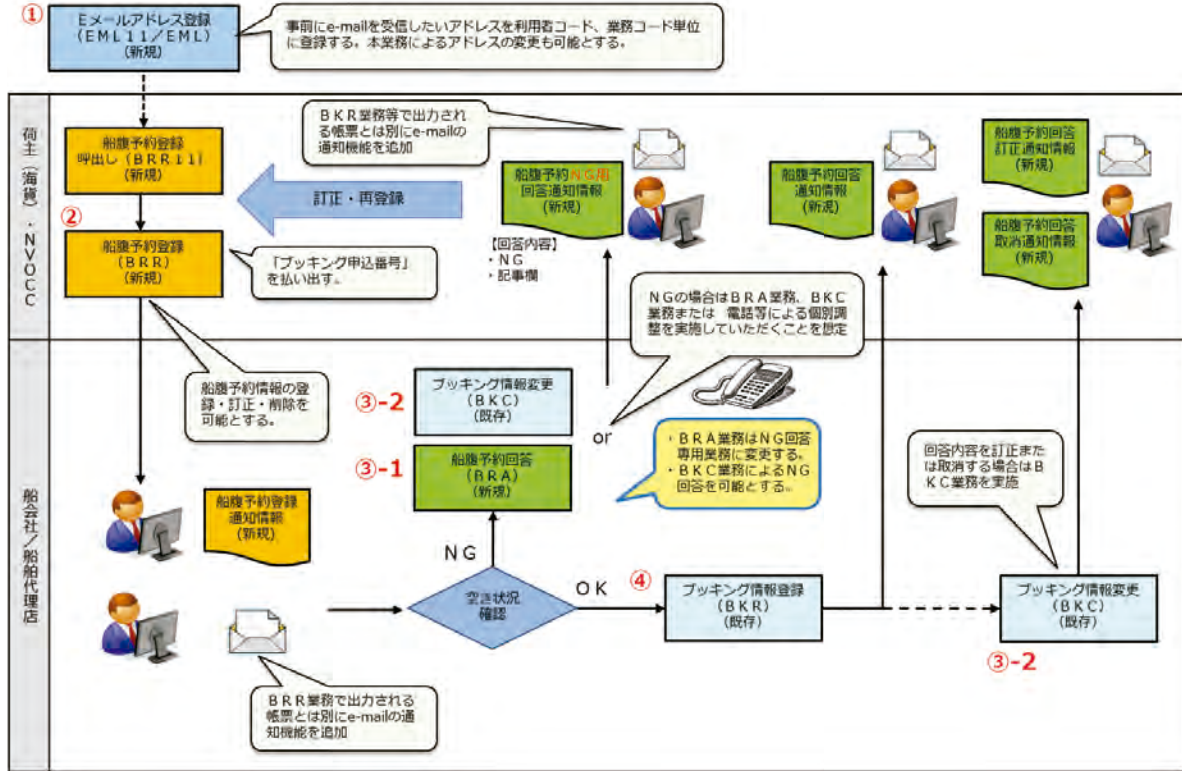
新業務は、事前に包括運送契約を締結している荷主、海貨業者およびNVOCCと、船会社（主に自社システム保有）との間での個別運送時のコンテナ貨物の船腹予約をEDI化することを開発の標的とする。

VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（3）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

3. 業務フロー



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 第20回	WG	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（4）
----	----	----------------------	----	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

4. 業務概要

項番	業務名	業務概要
①	【新規】 Eメールアドレス登録 (EML)	<ul style="list-style-type: none"> ・ B R R業務実施時に出力する「船腹予約登録通知情報」等の通知メールのメール送信先として、船会社等が利用者コード、業務コード単位に最大5送信先分のe-mailアドレスを登録する。 ・ B R R業務で入力するメール送信先のe-mailアドレスを事前に登録することにより、B R R 1 1業務での呼出しを可能とする。 ・ 本業務では登録済みのアドレスの訂正も可能とする。
	【新規】 Eメールアドレス登録呼出し (EML11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者コード単位にEML業務で登録したe-mailアドレスの情報を呼び出す。
②	【新規】 船腹予約登録 (BRR)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷主、NVOCC等が、船会社に対して船腹予約を行うための業務。 ・ 新規登録時には「ブックイング申込番号」が払い出される。 ・ 入力者と船腹予約の申し込み先（船会社等）には、「船腹予約登録通知情報」が出力される。 ・ なお、事前に船会社等がEML業務でメールアドレスを登録している場合（前記①）は、NACCSの出力情報とは別にe-mailでも予約情報が配信される。 ・ 本業務では、登録済みの船腹予約情報の訂正・取り消しも可能とする。 ・ 本業務は、e b M S処理方式の対象とする。 ・ 船腹予約登録通知情報はE D I F A C T対応とする。
	【新規】 船腹予約登録呼出し (BRR11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブックイング申込番号をキーにして船腹予約情報を呼び出す。 ・ 利用者コードをキーとして、EML業務で登録した船腹予約回答時の通知先メールアドレス情報をBRR画面に呼び出す。
③-1	【新規】 船腹予約回答 (BRA)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷主等からの船腹予約に対し、予約は受けられない旨（NG）を回答するための業務。 ・ B R R業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約NG回答の通知を行う。 ・ 本業務は、E D I F A C T対応とする。
③-2	【既存】 ブックイング情報変更 (BKC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ B R R業務に対するNG回答をB K C業務でも実施可能とする変更を行う（ブックイング申込番号、記事欄のみ入力）。 ・ B R R業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailによる船腹予約NG回答等の通知を行う。 ・ B K R後に船腹予約の回答を変更する場合も本業務を利用する。
④	【既存】 ブックイング情報登録 (BKR)	<ul style="list-style-type: none"> ・ B K R業務の入力項目に「ブックイング申込番号」欄を追加する。 ・ 船腹予約にかかる回答通知帳票を荷主宛てに出力する。なお、荷主等がB R R業務でメールアドレスを登録している場合は、NACCSの出力情報とは別にe-mailでも回答情報が配信される。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 WG 第20回	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（5）
----	----	-------------------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

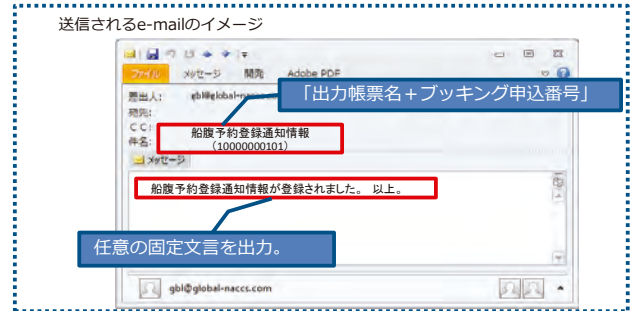
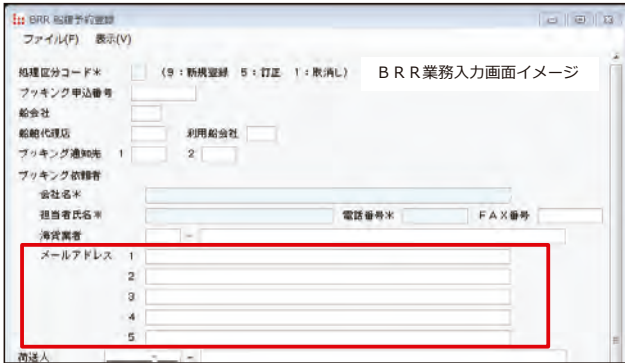
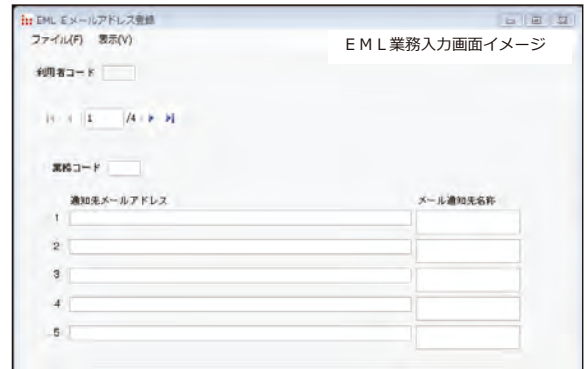
5. e-mail機能の概要

<荷主宛てに予約回答情報がe-mailで送信されるフロー>

- ① B R R業務において以下のいずれかの方法でメールアドレスを登録する。
 - a. 画面に直接メールアドレスを入力する。
 - b. E M L業務で事前に登録したメールアドレスを、B R R 1業務で呼び出して自動補完する。
- ② B K R業務等が行われた場合、B R R業務での荷主が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約の回答結果）が送信される。

<船会社／船舶代理店宛てに予約情報がe-mailで送信されるフロー>

- ① 船会社等はE M L業務でメールアドレスを事前に登録。
- ② B R R業務が行われた場合、E M L業務での登録内容を参照して船会社等が指定したメールアドレス宛てにe-mail（船腹予約が行われた旨）が送信される。

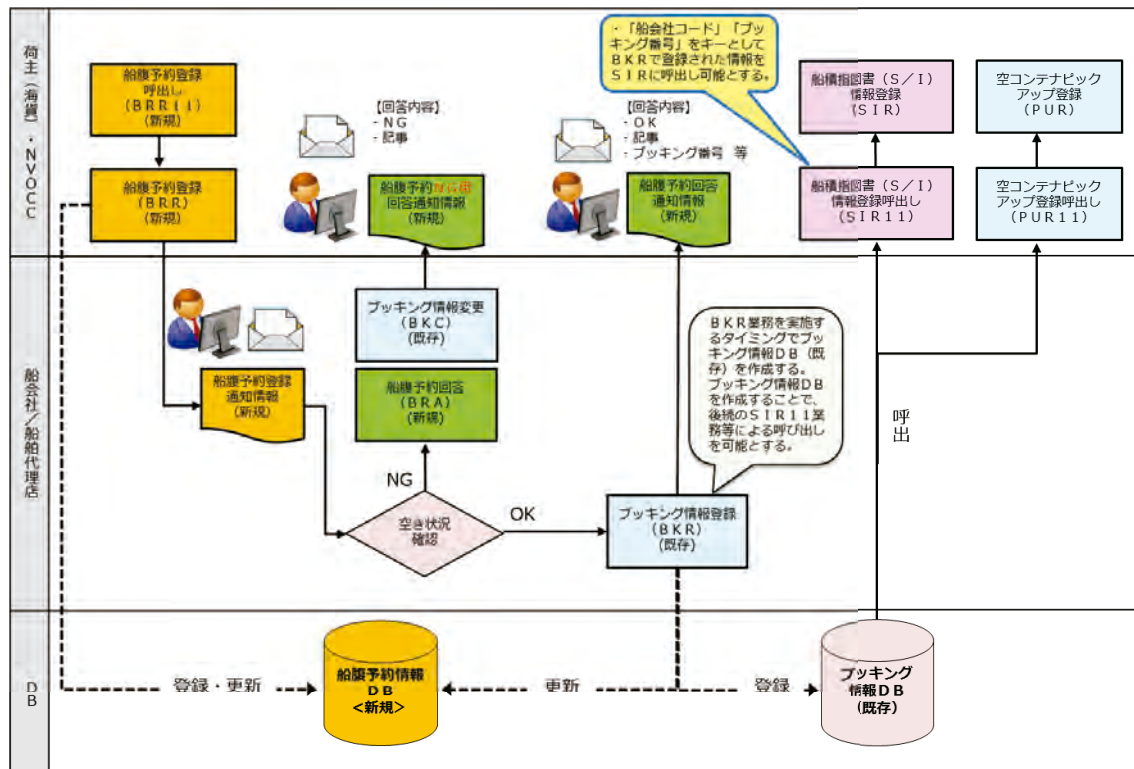


VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 第18回 WG 第20回	基本 IV-6-他	船腹予約業務のシステム化（6）
----	----	-------------------------	--------------	-----------------

詳細仕様検討結果

6. S I R業務におけるブックイング情報の活用について



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

共通	海上	第11回 第17回 (第22回)	WG	基本 V-3	港湾統計データの提供方法の変更等（1）
----	----	------------------------	----	-----------	---------------------

- ・ 一般財団法人みなと総合研究財団（WAVE）経由で港湾管理者に提供している「港湾統計作成用データ」について、NACCSから直接港湾管理者に提供する形式にする。

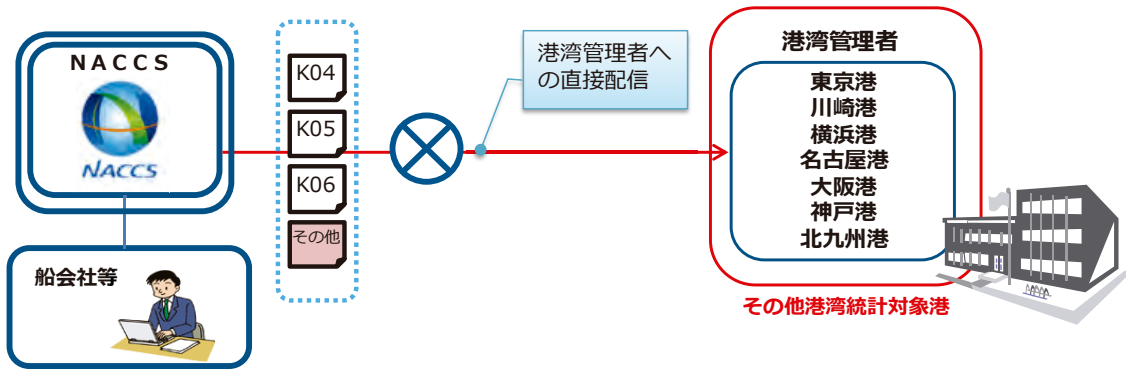
詳細仕様検討結果

<現状>

- ・ 船会社等がNACCSへ登録したデータを基に、港湾統計作成用データとして管理資料情報（「K04 輸入貨物データ」「K05 輸出貨物データ」「K06 仮陸揚貨物データ」）を作成している。
- ・ 上記資料は、関係者の同意を得て、「みなと総合研究財団（WAVE）」経由で港湾管理者（7港湾）へ提供している。



- ① 港湾統計用データの提供方法について、港湾管理者に対し直接提供する方法を採用する。
- ② 港湾統計作成用データの収集条件等の見直しを行い、データの精度向上の検討を行う。（次頁の見直しを実施）



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

共通	海上	第11回 第17回 (第22回)	WG	基本 V-3	港湾統計データの提供方法の変更等（2）
----	----	------------------------	----	-----------	---------------------

詳細仕様検討結果

課題	要望の概要	検討結果	可否	WG
1. 貨物量の桁ずれ	「輸入貨物情報訂正（SAI）」業務等によって訂正された情報は港湾統計データに反映していない。	SAI業務等の貨物訂正業務を実施した際、当該訂正内容を管理資料に反映する。	○	第11回
2. 品目の不適切な入力及び品種コードの漏れ	代表品目番号及び港湾統計用品目番号に入力漏れが多い。また、品目には品種コードを特定する事ができないような文字列が入力されている。	輸出については、少額申告の場合で代表品目が入力された場合に管理資料に反映する。 輸入については、「出港前報告（AMR）」業務により登録された品目コードを管理資料に反映する。 (ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外)	○	第11回
3. 同意書の入手	同意書がなければ配信できない。	現在同意されている利用者については、新たに同意を得ることはしないこととする。新規に利用者となる船会社、船舶代理店からの同意の意思表示は、簡素に行えるよう検討を行う。	○	第11回
4. 港情報の漏れ	NACCSで入力される港情報と、港湾統計で必要な港情報の定義が異なっている。	輸入空コンテナについては「積荷目録情報登録（MFR）」業務により登録された船積港等（任意）を反映する。なお、輸出空コンテナについては、利用者側への影響が大きいため現状通りとする。	○ 一部	第17回
5. 仕出港コードの配信について	仕出港の情報が配信対象となっていないため、トランシップなどの情報を把握することができない。	AMR業務及び「出港前報告訂正（CMR）」業務により登録された仕出港コードを反映する。 (ただし、在来貨物、PLコンテナはAMR対象外)	○	第17回
6. 空コンテナの漏れ	空コンテナについては、登録が必ずしも実施されていない。	空コンテナの仮陸揚処理の追加に伴い、品名・代表品目番号・港湾統計用品目番号を固定値として下記の管理資料に反映する。 ・「港湾統計用輸入貨物データ（K04）」 ・「港湾統計用仮陸揚貨物データ（K06）」	○	第17回
7. 配信漏れデータ	輸出及び仮陸揚データにおいては、船会社による「船積確認登録（CCL）」業務時点で収集対象となるが、CCL業務がシステム上は必須業務ではないため、CCL業務が行われないケースがあると想定される。	C/LR業務後における取消し（C/LD業務）は、C/LR業務実施の2日後までに行われているケースが大半で、CCL業務は、多くの場合C/LR業務後3日以内に実施されている。そのため、収集契機を「C/LR業務実施日から実施日含め4日後」に変更することにより、収集データの精度向上を図る。	○	第22回 (補)

VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第12回 WG	基本 IV-8	業務名称の変更
----	----	---------	---------	---------

- ・業務実態に合わない業務名称があるため、当該業務名称について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

以下のオンライン業務について、「次期システム」欄に記載のとおり、業務名称を変更する。

項番	現行システム		次期システム	
	業務コード	業務名	業務コード	業務名
1	ACL01	船積確認事項登録（コンテナ船用）	ACL01	ACL情報登録（コンテナ船用）
2	ACL03	船積確認事項登録（コンテナ船用）（SWB用）		
3	ACL02	船積確認事項登録（在来船用）	ACL02	ACL情報登録（在来船・自動車船用）
4	ACL04	船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）		
5	ACL11	船積確認事項登録呼出し	ACL11	ACL情報登録呼出し
6	ACL12	船積確認事項登録（ハウス単位）呼出し	ACL12	ACL情報登録（ハウス単位）呼出し
7	IAL	船積情報照会	IAL	ACL情報照会
8	IAC	船積情報登録状況照会	IAC	ACL情報登録状況照会
14	NVC01/02	混載貨物情報登録	NVC01/02	ハウスB/L貨物情報登録
15	NVC11	混載貨物情報登録呼出し	NVC11	ハウスB/L貨物情報登録呼出し
16	INV	混載貨物情報照会	INV	ハウスB/L貨物情報照会
17	CTS	混載貨物確認登録	CTS	ハウスB/L貨物確認登録

（注）上記の表は、基本仕様書IV-8に掲げる「オンライン業務について見直し」を行った結果を纏めたものであり、項番は基本仕様書に従う。
 なお、項番9～13は欠番となっているが、該当業務は今後とも利用が見込めないこと等から次期において業務自体が廃止となるためである。



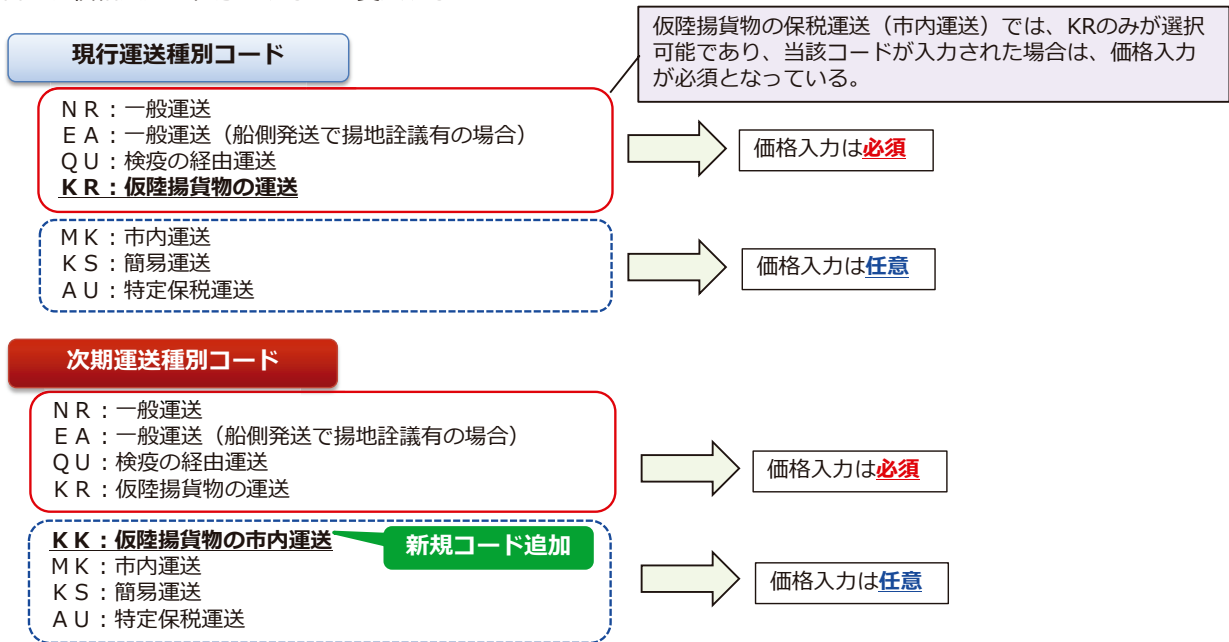
VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

共通	海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）における価格入力
----	----	---------	-----------	--------------------------

- ・現行、仮陸揚貨物の保税運送（市内運送）では、価格の入力が必須項目になっているが、一般の保税運送（市内運送）と同様に、価格の入力を任意項目に変更する。

詳細仕様検討結果

OLC業務の運送種別コードとして新たに「KK：仮陸揚貨物の市内運送」を設け、当該運送種別コードの入力がされた場合は、価格入力を任意とするよう変更する。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	コンテナ番号のチェック機能の改善
----	----	---------	-----------	------------------

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」業務等において入力されるコンテナ番号に対するチェック機能の実施範囲を拡大する。

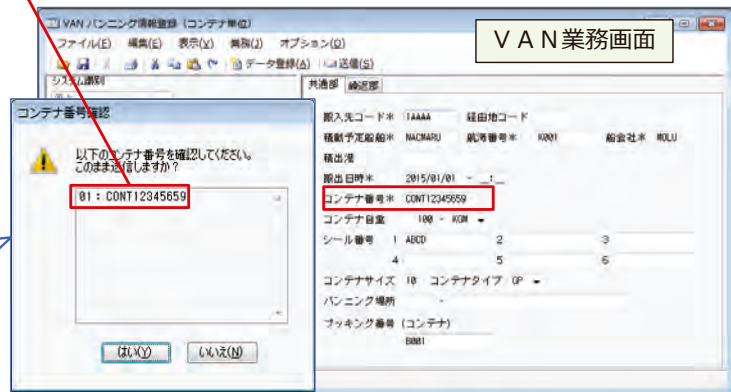
詳細仕様検討結果

- 「バンニング情報登録（コンテナ単位）（VAN）」・「バンニング情報登録（輸出管理番号単位）（VAE）」業務において誤って12桁を入力した場合でも、先頭4桁が英字のコンテナ番号が入力された場合はISOコンテナ番号チェックを実施する。
- ISOコンテナ番号チェック機能を「バンニング・CY搬入情報登録（VAH）」業務にも実装する。



【現行】
「CONT12345659」のように11桁までは正しいISOコンテナ番号体系となっているが、桁数が12桁の場合はチェックデジットエラーとならず、ダイアログは表示されない。

【次期】
先頭4桁が英字かつ12桁入力の場合には一律コンテナチェックを実施するようISOコンテナ番号チェックの処理を変更する。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第17回 WG	基本 IV-6-他	管理資料「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」等の変更
----	----	---------	-----------	-------------------------------

- 卸コンテナリスト及び積コンテナリストの提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を出力するよう仕様を変更する。

詳細仕様検討結果

現行

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数は出力されない。

次期

「G11：卸コンテナリスト取扱一覧データ」及び「G12：積コンテナリスト取扱一覧データ」の共通部に提出件数及び開庁時間外貨物積卸届の件数を新規に出力する。

CSV電文フォーマット：卸コンテナリスト取扱一覧データ（案）（1/5）

1	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999900	X	卸コンテナリスト提出件数	999999	積コンテナリスト提出件数	999999
3	卸コンテナリスト取扱一覧データ					
4	99999999	99999999	提出日	卸コンテナリスト提出番号	管番	開庁時間外貨物業務識別
5	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	XX	XXXXXXXX1X
6	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	XX	XXXXXXXX1X
7	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	XX	XXXXXXXX1X
8						
9						
10	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	XX	XXXXXXXX1X
11	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	XX	XXXXXXXX1X
12	99999999	99999999	XXXXXXX1X	XX	XX	XXXXXXXX1X
13						
14	注意事項：このイメージ回は、端末より管理資料を表計算ソフトで展開し、罫線及び列幅の変更等を施した場合の例です。					

件数を出力

第17回WGで同時に提案されたG11への「航海番号」欄の追加については、第21回WGにおいて、MFR業務、AMR業務等における航海番号の必須化が見送られたことから、実施しないこととなった。



VI 主な詳細仕様検討結果（海上貨物）

貨物	海上	第11回 WG	基本 IV-6-他	保税運送承認番号の複数件入力について
----	----	------------	--------------	--------------------

- ・「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務において、複数のポートノートでの同時搬入の場合、保税運送承認番号欄の入力桁数が11桁であり全てのポートノート番号が入力できないため、必要な改善を行う。

詳細仕様検討結果

「システム外搬入確認（輸入貨物）（B I B）」業務の保税運送承認番号欄の入力桁数を30桁に増やすことにより、複数のポートノート番号の入力を可能とする。

保税運送承認番号の桁数増加に伴い、下記のオンライン業務及び管理資料のレイアウト変更等を実施する。

- ・ 輸入貨物情報訂正業務【SAI/SAI11】
- ・ システム外搬入確認取消業務（呼出し）【BIX/BIX11】
- ・ 貨物情報照会業務（入出庫管理情報）【ICG】
- ・ G01 輸入貨物搬出入データ【管理資料】
- ・ G02 輸出貨物搬出入データ【管理資料】